

# 税金のお知らせ

## 軽自動車税の税率改正

国および地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率が改正されます。

### 原動機付自転車および2輪車等

平成28年度から次のとおり変更されます。

区 分		平成27年度まで(年額)	平成28年度から(年額)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
ポータトレーラー		2,400円	3,600円

### 3輪および4輪以上の軽自動車

平成27年3月31日以前に最初の新規

区 分			現行税率 (年額)	新税率 (年額)	重課税率 (年額)
3 輪			3,100円	3,900円	4,600円
4輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

検査を受けた(初年度登録をした)車両は現行税率が適用されます。  
平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両から新税率が適用されます。  
最初の新規検査から13年を経過した車両は、グリーン化を進める観点から重課税率が適用されます。(平成28年度は、平成14年以前に最初の新規検査を受けた車両が対象になります)

### グリーン化特例(軽課)の導入

平成27年度に最初の新規検査を受けた3輪および4輪以上の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度課税時にグリーン化特例(軽課)が適用されます。

・ **車両取得期間** 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで  
・ **対象車および内容** 左表のとおり

対 象 車		内 容	
軽乗用	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制10%以上低減)	税率を概ね75%軽減	
	ガソリン車 (ハイブリッド車含む)	平成32年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減
		平成32年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減
軽貨物	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制10%以上低減)	税率を概ね75%軽減	
	ガソリン車 (ハイブリッド車含む)	平成27年度燃費基準+35%達成	税率を概ね50%軽減
		平成27年度燃費基準+15%達成	税率を概ね25%軽減

### 問合せ 税務課市民税G

2024  
内線22015



区 分	標準税率 (年額)	軽課税率(年額)			
		概ね25%軽減	概ね50%軽減	概ね75%軽減	
3 輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
4輪以上	乗 用	自家用	10,800円	8,100円	5,400円
		営業用	6,900円	5,200円	3,500円
	貨物用	自家用	5,000円	3,800円	2,500円
		営業用	3,800円	2,900円	1,900円

## 軽自動車などの名義変更及び 廃車の届け出

軽自動車税は、毎年4月1日現在に  
原動機付自転車や軽自動車などを所有  
している方に課税され、その年の5月に  
納税通知書が送付されます。名義変更  
や廃車の届け出をしていない方はお早  
めにお手続きください。なお、例年3月  
末は窓口が大変混雑しますので、3月  
中旬までにお手続きいただくようお願い  
いたします。

届け出の窓口は、車種や管轄区域に  
よって異なります。

なお、軽自動車の名義変更、廃車など  
の手続きについては、軽自動車検査協会  
のホームページからもご覧いただけます。

http://www.keikenkyo.or.jp

問合せ 税務課市民税G

内線2201～2204

車種	届け出先(※は名古屋ナンバーの場合)
原動機付自転車、 小型特殊自動車、 ミニカー など	税務課市民税G(内線2201～2204) または新住所地(定置場)の市町村役場
軽自動車二輪 (排気量125cc超 250cc以下)	※愛知県軽自動車協会 (名古屋市港区) ☎052-659-1040
二輪の小型自動車 (排気量250cc超)	※愛知運輸支局 (名古屋市中川区) ☎050-5540-2046
軽自動車三輪・ 四輪など	※軽自動車検査協会 愛知主管事務所(名古屋市港区) ☎050-3816-1770

## 平成28年度固定資産税に関する 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

所有する土地・家屋の価格等と、市内  
にある土地・家屋の価格等をご覧いた  
だき、比較することができます。

日時 4月1日(金)～5月2日(月)(市役  
所閉庁日は除く)

午前8時30分～午後5時15分

(水曜日は、午後7時まで)

場所 税務課(市役所2階)

手数料 無料

対象 市内に固定資産税を納税すべき

土地・家屋を所有している方または

同居の家族

持ち物 本人確認のため次のいずれか  
をお持ちください。

①個人番号カード(写真付)、住民基本

台帳カード(写真付)、運転免許証、パ

スポート、在留カード、特別永住者証

明書、官公署が発行した免許証、許可

証、資格証明書等(本人の写真が貼付

されたものに限る)

②前記①をお持ちでない方は、健康保

険証、年金証書等

※対象者以外の方は、対象者の委任状

が必要です。

その他 電話での縦覧帳簿記載内容に

関する問い合わせには、お答えできま

せん。税務課窓口までお越しくださ

い。なお、縦覧帳簿のコピーはできま

せん。

## 固定資産(土地・家屋・償却資産) 課税台帳の閲覧及び証明書の交付

日時 市役所閉庁日は除く、午前8時  
30分～午後5時15分(水曜日は、午後  
7時まで)

※平成28年度分は、4月1日(金)以降

場所 税務課(市役所2階)

手数料 台帳の閲覧は有料(ただし、平

成28年度分については、縦覧期間中は

無料)、証明書交付は有料

対象 次に該当する方

・市内に土地や家屋を所有している方

または同居の家族

・借地・借家人など

持ち物 土地・家屋価格等縦覧帳簿の

縦覧に同じ

※借地・借家人の方は、①②以外に権利

関係が明らかになるもの(賃貸契約

書等)をご持参ください。

※対象者以外の方は、対象者の委任状

が必要です。

その他 電話での課税台帳記載内容に

関する問い合わせには、お答えできま

せん。税務課窓口までお越しくださ

い。

問合せ 税務課固定資産税G

内線2205～2208

お知らせください  
家屋の取り壊し、新増築、  
未登記家屋の名義変更、  
土地の利用状況変更など

固定資産税は、毎年1月1日を賦課  
期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取  
り壊しや新増築、未登記家屋の名義変  
更、土地の利用状況の変更などをされ  
た場合、ご連絡ください。

問合せ 税務課固定資産税G

内線2205～

2208



## 税金の納め忘れはありませんか

市では、度重なる催告にもかかわらず  
納税されない方に対して、滞納処分  
を行うことがあります。滞納処分は、正  
しく納税された方との間に不公平が生  
じないよう、給与、預貯金、不動産等を  
差し押さえるものです。

税金の納め忘れがないか、今一度お  
確かめください。

納税相談を随時行っています

納期限までに納付が困難な場合は、

必ず収納課に相談してください。

毎週水曜日は、窓口を午後7時まで

延長しています。仕事などで昼間に来

庁できない方は、ぜひご利用ください。

市税などの納付は便利な口座振替で

口座振替を利用すれば、納付忘れを

防ぐことができます。また、現金を持ち

歩く必要もありませんので安全です。

申し込み手続きなどは、20ページの「今

月の市税や料金など」をご覧ください。

問合せ 収納課

内線2211～2218

### 子ども医療費助成制度の申請

市民税の所得割が5万円以下の家庭を対象に、年齢を18歳まで拡大した子ども医療費助成制度を実施しています。

4月から小学4年生になるお子さんは、3月31日で子ども医療費受給者証の有効期限が切れますが、所得要件に該当する方は、新たに申請して受給者証の交付を受ければ、引き続き制度をご利用いただけます。

対象年齢のお子さんの家庭には既にご案内していますが、所得要件等に該当する方で申請がまだの方は早急に申請してください。

**問合** 保険年金課医療・年金G  
内線2123・2124



### 国民健康保険のお知らせ

#### 加入・脱退の届け出

- ・就職・退職等をしたときは、必ず14日以内に届け出をしてください。
- ・加入の届け出が遅れた場合、国民健康保険の資格を取得した月まで遡って国民健康保険税を納めることになり、その間に掛かった医療費も、全額自己負担になります。
- ・他の健康保険に加入後、国民健康保険証で診療を受けた場合、医療費を後日返還していただくことがあります。

**届け出の種別・持ち物** 下表のとおり

#### 仮徴収額決定通知書の発送

国民健康保険税が年金から天引きされている方には、「平成28年度国民健康保険税仮徴収額決定通知書」を3月下旬に発送します。2月に年金から天引きされた税額と同じ額が、4月・6月・8月に天引きされます。

ただし、一部の方は年金天引きされない場合があります。

**問合** 保険年金課国民健康保険G  
内線2125～2129

	こんなとき	手続きに必要なもの	すべての手続きに共通して必要なもの
国保に加入するとき	津島市へ転入したとき	—	世帯主および届出対象者の個人番号(マイナンバー)が確認できる次のいずれか  ・個人番号カード ・個人番号通知カードと顔写真付きの身元確認書類 ・個人番号が記載された住民票と顔写真付きの身元確認書類  ※顔写真付きの身元確認書類がない場合は下記のいずれか2点が必要
	子供が生まれたとき	—	
	退職等により社会保険や共済組合等から脱退したとき	社会保険資格などが喪失した事実を証明する書類(健康保険資格喪失連絡票など)	
	社会保険や共済組合などの被扶養者でなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	
国保を脱退するとき	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	世帯主および届出対象者の個人番号(マイナンバー)が確認できる次のいずれか  ・個人番号カード ・個人番号通知カードと顔写真付きの身元確認書類 ・個人番号が記載された住民票と顔写真付きの身元確認書類  ※顔写真付きの身元確認書類がない場合は下記のいずれか2点が必要
	津島市から転出するとき	国民健康保険被保険者証	
	死亡したとき	国民健康保険被保険者証 ・社会保険資格を取得した事実を証明する書類(社会保険などの被保険者証、健康保険資格取得連絡票など)	
	就職等により社会保険や共済組合等に加入したとき	国民健康保険被保険者証 ・生活保護開始決定通知書	
その他	社会保険や共済組合等の被扶養者となったとき	国民健康保険被保険者証 ・生活保護開始決定通知書	住基カード(顔写真なし) ・医療保険証 ・年金手帳、年金証書 ・介護保険証 ・各種医療受給者証 など
	生活保護を受け始めたとき	国民健康保険被保険者証 ・生活保護開始決定通知書	
	市内転居したとき	国民健康保険被保険者証	
	世帯主が変わったとき	国民健康保険被保険者証	
	被保険者証や高齢受給者証を紛失、汚損したとき	—	
国民健康保険の加入者が修学のため津島市から転出したとき	在学証明書または学生証		
交通事故の治療に国民健康保険を使うとき	・印鑑 ・交通事故証明書		

※平成28年1月以降の届出には個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。 ※高齢受給者証は、お持ちの方のみ持参してください。